

(請 求 人) 様

湧別町監査委員 水 野 豊

湧別町監査委員 下 田 英 人

住民監査請求の却下について (通知)

令和 6 年 5 月 22 日付けで提出のありました湧別町長刈田智之氏に関する措置請求につきましては、下記のとおり地方自治法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を欠き、不適格であるため却下します。

## 記

### 第 1 請求の要旨

令和 5 年 10 月 16 日入札の新庁舎建設等基本計画策定業務委託が地方自治法第 4 条第 1 項の条例改正、第 3 項の特別多数議決を実施せずに行われたことが地方自治法に違反している。

これにより、新庁舎建設等基本計画策定業務の請負額 9,570,000 円の損害が生じていることから、

- ①新庁舎を建設する湧別町中湧別南町 914 番地に役場事務所の位置を定める条例改正を湧別町長に求める。
- ②新庁舎建設等基本計画策定業務の請負額 9,570,000 円の損害補てんを湧別町長に求める。

### 第 2 却下の理由

地方自治法第 242 条に定める住民監査請求は、地方公共団体の執行機関または職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限ることとし、当該地方公共団体の損害の防止、補てんを目的とするものである。

①地方自治関係実例判例集において、「市町村の事務所の位置の変更に関する条例の制定時期を新事務所の建築着工前とするか、建築完了後とするかは、当該市町村の事情によっていずれでもさしつかえない」とされており、制定時期が定められていないことから、違法若しくは不当とは言えない。

②新庁舎建設に係る協議は現在も進行中であり、現時点において新庁舎建設等基本計画策定業務の請負金額が損害とは言えない。

このことから、以上 2 件について住民監査請求の要件を満たしていないと判断した。